

制限付一般競争入札公告

入札公告第 211 号
令和 8 年 9 月 17 日

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、十日町市財務規則（平成 17 年十日町市規則第 63 号）第 145 条の規定により公告する。

十日町市長 関口 芳史

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 工 事 番 号 | 道舗 第 18 号 |
| 2 | 工 事 名 | 市道焼野入山線ほか舗装修繕工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 十日町市 池谷 地内 |
| 4 | 工 事 期 間 | 令和 8 年 12 月 28 日まで |
| 5 | 予 定 価 格 | 事後公表 |
| 6 | 参加資格申請書 | |
| | (1) 提出期間 | 令和 8 年 9 月 29 日（火）午前 9 時から令和 8 年 10 月 1 日（木）午後 4 時まで。ただし、電子入札システム休止時間を除く。 |
| | (2) 確認結果 | 各申請者に電子入札システムにより通知する。 |
| 7 | 設計図書閲覧場所 | 新潟県入札情報サービス |
| 8 | 質問期間・方法 | 令和 8 年 10 月 1 日（木）午後 4 時までに、所定の「質問回答書」の様式を用いて、電子メールで nyusatsu-zaisei@city.tokamachi.lg.jp へ提出すること。 |
| 9 | 入札受付期間 | 令和 8 年 10 月 5 日（月）午前 9 時から令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 4 時まで。ただし、電子入札システム休止時間を除く。 |
| 10 | 開 札 日 時 | 令和 8 年 10 月 8 日（木）午前 9 時以降 |
| 11 | 入 札 保 証 金 | 免 除 |
| 12 | 契 約 保 証 金 | 免 除 ただし、請負金額が 2,500 万円以上の場合は納付 |
| 13 | 前 金 払 | できる ただし、請負金額が 200 万円以下の場合はしない。 |
| 14 | 部 分 払 | できる ただし、請負金額が 500 万円未満の場合はしない。 |
| 15 | 最低制限価格 | 設 定 ただし、予定価格が 1 億円以上の場合は低入札価格調査基準価格とする。 |
| 16 | 工事費内訳書 | 必 要 提出のない者の入札は無効とする。 |
| 17 | 入 札 回 数 | 2 回を限度とする。 |
| 18 | 入 札 参 加 条 件 | 令和 8・9 年度十日町市建設工事入札参加資格者で、次の①又は②及び③と④の条件を満たしている者
① 十日町市内に本社を有しており、舗装工事の入札参加資格を有する者
② 十日町市内に委任先営業所を有しており、十日町市に提出した最新の法人市民税確定申告書にて申告した従業員数が 10 名以上で、十日町市内に営業所を設置してから令和 8 年 4 月 1 日において 5 年を経過し、かつ舗装工事の入札参加資格を有する者
③ 配置技術者の要件として次の技術者を配置できる者であること。
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に定める技術者及び現場代理人を配置できる者
ア. 請負工事における下請け金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の下請契約を締結する必要がある工事では、建設業法の特定建設業の許可を有し監理技術者を配置できる者
イ. 請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合には 9,000 万円）以上 |

の工事では、現場ごとに専任の主任技術者を配置できる者

り、配置技術者の要件として、3箇月以上継続して直接的な雇用関係にあること。

- ④ 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これと同等の責任を有するものを含む。）が十日町市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

- 19 無効入札 十日町市制限付一般競争入札実施要綱第4条に規定する入札参加条件を満たしていない者及び入札に参加する資格のない者の行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 20 入札の中止 入札を中止又は延期する場合は入札参加業者に通知する。
- 21 入札の辞退 入札参加申請書の提出後に入札を辞退する場合は電子入札システムから入札の辞退を申請すること。
- 22 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。